下記のとおり、鉱業法第100条の８第１項の規定により、合併の承認を受けたいので、関係書面を添えて、申請します。

記

１　合併により消滅する法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人の名称及び住所
２　許可の年月日及び許可番号
３　合併の予定年月日

備考

１　この申請書には、合併契約書の写し及び申請者が法第100条の３第２号に該当しないことを誓約する書面を添えること。
２　様式第２の備考６及び様式第13の１の備考３に準ずる。

様式第42（第44条の12関係）

分割承認申請書

年　　月　　日

経済産業大臣又は経済産業局長　殿

住所
申請者　氏名又は名称　印

下記のとおり、鉱業法第100条の８第１項の規定により、分割の承認を受けたいので、関係書面を添えて、申請します。

記

１　分割前の法人及び分割により探査の事業を承継する法人の名称及び住所
２　許可の年月日及び許可番号
３　分割の予定年月日

備考

１　この申請書には、分割計画書又は分割契約書の写し及び申請者が法第100条の３第２号に該当しないことを誓約する書面を添えること。
２　様式第２の備考６及び様式第13の１の備考３に準ずる。

様式第43（第44条の13関係）

相続承認申請書

年　　月　　日

経済産業大臣又は経済産業局長　殿

住所
申請者　氏名又は名称　印

下記のとおり、鉱業法第100条の９第１項の規定により、相続の承認を受けたいので、関係書面を添えて、申請します。

記

１　申請者の氏名及び住所並びに被相続人との続柄
２　被相続人の氏名及び住所
３　許可の年月日及び許可番号
４　相続開始の年月日

備考

１　この申請書には、戸籍謄本、相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により探査の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書及び申請者が法第100条の３第２号イ及びロに該当しないことを誓約する書面を添えること。
２　様式第２の備考６及び様式第13の１の備考３に準ずる。

様式第44（第44条の14関係）

探査結果報告書

年　　月　　日

経済産業大臣又は経済産業局長　殿

住所
申請者　氏名又は名称　印

下記のとおり、鉱業法第100条の11の規定により、関係書面及びデータを記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクを添えて、探査の結果を報告します。

記

１　許可の年月日及び許可番号
２　探査を行つた区域の所在地
３　探査の期間
４　探査の信頼性に影響を及ぼす疑いのある事項
５　その他必要な事項

備考

様式第２の備考６及び様式第13の１の備考３に準ずる。

（鉱業登録令施行規則の一部改正）

第一条　鉱業登録令施行規則（昭和二十六年通商産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「数字に、」の下に「経済産業大臣又は」を加える。

第二条第一項を削り、同条第二項中「都道府県又は国」を「都道府県」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「又は国」及び「、経済産業大臣の承認を受けて」を削り、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

３　経済産業局長は、前項の規定により調製する場合には、経済産業大臣の承認（北海道において従来より区域分けを行っていたものを除く。）を受けなければならない。

第三条の二第一項中「または」を「又は」に、「および事由」を「及び理由」に改め、「記載して、」の下に「経済産業大臣又は」を加え、同条第二項中「朱まつ」を「朱抹」に、「および事由」を「及び理由」に改め、「記載して、」の下に「経済産業局」を「経済産業省又は経済産業局」に、「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「添附書面」を「添付書面」に改める。

第三条の三第一項中「前条」を「前条第一項又は第二項」に、「朱まつ」を「朱抹」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改め、同条第三項中「経済産業局の」を削り、「、他の」を「、当該鉱業権の鉱区又は採掘権の鉱区を管轄する経済産業大臣又は」に改め、同条第四項中「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に、「朱まつ」を「朱抹」に改め、同条を第三条の四とする。

第三条の二中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、「他の」を削り、同条に次の一項を加える。

２　経済産業局長は、登録の管轄が経済産業大臣又は他の経済産業局長に転属したときは、当該登録に係る登録用紙及び鉱区図又は租鉱区図並びに附属書類又はその謄本を新たに当該登録を管轄する経済産業大臣又は経済産業局長に移送しなければならない。

第三条の二を第三条の三とし、第三条の次に次の一条を加える。

（管轄）

第三条の二　鉱業登録令（昭和二十六年政令第十五号）第一条の登録は、当該鉱業権の鉱区を管轄する経済産業省又は経済産業局において行う。

第四条の見出し中「または」を「又は」に改め、同条第一項中「もしくは抄本の交付または鉱業原簿もしくはその附属書類」を「若しくは抄本の交付又は鉱業原簿若しくはその付属書類」に、「左に」を「次に」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改め、同項第一号中「または名称および」を「又は名称及び」に改め、同項第二号中「もしくは」を「若しくは」に、「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改め、同条第二項中「（昭和二十六年政令第十五号）」を削る。